

〇〇県 成年後見制度に関する担い手の育成方針

〇〇県〇〇局〇〇課
 〇〇課
 〇〇課
 令和〇年〇月〇日策定

コメントの追加 [r1]: 演習の〇〇県は、成年後見制度利用促進施策の担当課、市民後見の担当課、法人後見の担当課の連名記載で、県としての育成方針を確定しました。

1. 目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、県内全域に整備できるよう、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、後見事務等の担い手の確保・育成等を推進する。

2. 目標

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任・交代が可能となるよう、各地域に多様な主体が後見事務等権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

3. 圏域

成年後見活動は、県内全域におよぶ可能性があること、行政による後見人選任後の支援は市町村が担うことから、市町村が現在構築している権利擁護支援の地域連携ネットワークの担い手の育成状況に合わせて、〇〇県内の圏域を設定する。

コメントの追加 [r2]: 演習の〇〇県は、市町村の担い手育成状況に合わせて圏域を設定しましたが、定住自立圏域や医療介護総合確保区域、家庭裁判所の支部・出張所の管轄圏域など、さまざまな圏域設定が考えられます。

圏域	圏域の特徴
①	市によって担い手の育成・支援がすでになされている圏域。
②③④⑨	担い手の育成・支援に着手・検討を進めてきており、都道府県との協働を一部必要としている圏域。
⑤⑥⑦⑧	担い手の育成・支援について、市町村としての検討から始める圏域。都道府県は、必要な協働を行う。
⑩	専門職との協働が見込めない状況にあることから、県と町村が協働して、担い手の育成・活躍支援を行う圏域。

コメントの追加 [r3]: 実際の圏域設定では、市町村名を記載することになります。圏域の特徴は、必ず書かなければならないものではありません。

コメントの追加 [r4]: 市町村が、市民後見、法人後見をどのように育成していきたいのかを主体的に検討することを期待している圏域です。〇〇県としては、県として必要な協働を行うことを示しています。

4. 市民後見人養成研修

(1) 都道府県と市町村で協働する市民後見人養成研修

県は、国の示す市民後見人養成研修カリキュラムに沿って、県の実施にふさわしい部分について市町村と協議し、研修を実施する。

市町村は、都道府県と協働して養成研修を実施する場合、市町村独自の講義や実習部分を担当する。

(2) 研修についての広報

県と市町村は、それぞれ(1)の市民後見人養成研修を実施することを広く周知する。市

コメントの追加 [r5]: 県が、町村と一緒に話し合いながら担い手の育成・活躍支援のあり方から検討することを示しています。

専門職の協働が見込めない過疎地域については、他市町村よりも関りを強めています。

町村は、研修修了者の名簿を管理し、後見人選任後の支援を担うことから、顔の見える関係からの受講勧奨を行う。

（3）市町村による市民後見人養成研修

独自に市民後見人養成に取り組む市町村は、市民後見人の養成研修を実施する。その場合も、県が実施する研修との単位の互換を認める等、必要に応じた協働を行う。

5. 法人後見実施団体の育成

（1）法人後見実施団体の養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」に従い、法人後見実施団体養成研修を実施する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。

市町村は、市町村社会福祉協議会や市町村内の社会福祉法人等に研修を周知し、受講勧奨を行う。

（2）法人後見実施団体連絡会

県は、法人後見実施団体の連絡会を実施し、法人の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

6. 市民後見人養成研修修了者、法人後見実施団体の活躍支援

（1）名簿の管理

市町村は、上記4、5の研修修了者について、名簿を作成し、管理する。県は、市町村の管理する名簿のとりまとめを行う。

（2）市民後見人養成研修修了者の活躍支援

市町村は、市民後見人養成研修修了者の推薦のあり方を検討したり、法人後見支援員として活動できるようにしたりするなど、修了者の活躍の場のしくみづくりを主体的に行う。

なお、**⑩圏域**のように専門職との協働が見込めない地域については、県が町村との協議を主導し、研修修了者の推薦、市民後見人選任後の助言を受けるしくみづくりを協働する。

（3）圏域別協議会

県は、自治体と家庭裁判所（支部・出張所を含む）との**相互理解**を進めるため、圏域別協議会を実施する。圏域別協議会では、市町村、専門職団体、当事者団体、家庭裁判所と、市民後見人、法人後見実施団体の活躍場面について等の情報交換、意見交換を行う場を設定する。市町村は、上記6（2）のしくみなど市町村としての取組について情報提供し、家庭裁判所と主体的に意見交換を行う。

7. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

市町村は、それぞれの構築する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、多様な担い手の育成・支援のあり方について定期的に協議する。

専門職団体や家庭裁判所には、県の協議会等に参加し意見交換を行うこと、県や市町村の行う担い手の確保・育成のしくみづくりに、その役割に応じて積極的に協力することが**期待**される。

コメントの追加 [r6]: ○○県として、推薦や助言のしくみづくりを行う圏域を指定しています。

コメントの追加 [r7]: 第二期計画の文言を活用しています。この圏域別協議会は、家庭裁判所の支部、出張所の管轄ごとに行うことも考えられます。

コメントの追加 [r8]: 行政が作成している方針ですので、家庭裁判所や専門職団体へは「期待される」という表現となっています。記載の文案については、事前に家庭裁判所や専門職団体と協議しました。